

未来へ引き継ぐもの

巻・頭・言

意匠課長 山田 繁和



我が国の特許制度は明治期に欧米の諸法制と技術に倣い、我が国の近代化を図ることを目的として、1871年に専売略規則で産声を上げています。

その後一時期は執行停止となりましたが、執行停止後に、欧米から導入した技術やノウハウが流出して偽ブランドや模倣品が市場に横行し、我が国輸出品の品質が悪化しています。

このことにより、輸出先である欧米諸国からは、我が国の製品に対する信用を失いつつあり、企業ブランドも低下したことから、改めて特許制度とその運用の見直しを図り、1885年に特許条例を公布し、刷新された体制で運用を開始しています。

また、意匠制度に関しても、明治初期に国営で創成された工業が、技術流出によって粗製濫造を始め、製品の外観やデザイン模倣も横行しましたが、漆器業や織物業の業種では、海外での信用を回復するために、いち早く新しいデザインの保護に規定を設け、デザイン模倣の対策に好結果を生んだことから、1888年に意匠条例が制定されています。

我が国の知的財産制度は、1899年の商法、1896年の民法、1907年の刑法よりも早くに制定されており、審査という運用を伴う法律の中で最も歴史がある法律の一つです。

いずれの特許制度、意匠制度も、新規性のない発明やデザインを、審査を経ないで特許、意匠登録することは、訴訟を数多く招くなどの弊害につながるとし、制度の創設当初から審査主義を導入するという、当時、審査ができる人材もなく、審査運用も分からない中、先人達は我が国の近代化のために困難な道を選び、その後審査を130年に渡って行ってきました。

また特許制度130年の間には、様々な法改正と手続の見直しを行い、品質向上と効率のよい審査を目指して審査運用の改善も行い、今では国際的に信用される世界最速、最高品質の審査を我が国特許庁は行っています。

これは、1885年に特許制度、1888年に意匠制度が制

定された後も、先人達によって特許制度、意匠制度をより良くするための不断的な努力が積み重ねられ、世界に誇る制度を構築し、世界最速・最高品質の審査を実現できる審査運用の見直しを行ってきた結果だと考えます。

一方で、我が国企業に目を向けてみると、米国のエバーノート社が昨年行った100年以上の歴史を持つ企業に関する調査によると、世界中で100年以上の歴史を持つ企業は約3,000社あり、そのうちの8割程度を寺社仏閣建築、老舗旅館、酒・呉服小売など日本企業が占めているという報告があります。

これは、我が国企業が伝統を重んじ、自らが構築した自社ブランドを大切に後生へと引き継ぐべく、新たな技術と優れたデザインの開発を継続して行い、優秀な人材の育成を行ってきた結果、我が国に歴史ある企業が育ったのだと考えます。

このことを知的財産制度の視点から見ると、特許庁が品質のよい審査を行い付与した権利によって、企業活動の成果である優れた技術やオリジナリティのあるデザインを模倣から守り、産業の持続的な発展に十分な機能を果たし、支えてきたと言えるのではないのでしょうか。

今日の知的財産制度は、技術やデザインを模倣から守る役割だけでなく、我が国の審査を経た権利は、企業競争力や製品のブランド力も表すような役割も備えています。

今後も知的財産権の果たす役割は少しずつ変化していくと考えられますが、それとともに特許庁と審査官の果たす役割も変わっていくものと考えます。

これらを私たちは、後世に引き継ぎ、よりすばらしい制度とその運用を実現し、産業競争力に役立ててもらおうことが必要ではないのでしょうか。

そのためにも、先人達のように知的財産制度と審査をスペシャリストの目で見つめ、考え、見直す努力を重ねていきたいと思っています。